# 受け付けています 令和6年能登半島地震被害に対する支援を

※寄附の代理受付とは

災害時、被災地の自治体職員

への支援を受け付けています。 ました。町では被災された方々 寸断など壊滅的な被害が発生し 被害、家屋やビルの倒壊、道路の 能登半島地震により、津波による 令和6年1月1日に発生した

# ③金融機関を利用

日本赤十字社のホームページ をご覧ください。

せん。



### 日本赤十字社

## **28**0006 (直通) 健康福祉課 社会福祉G

任をもって被災地へ届けます。

業務負担を軽減します。みなさ

んから受け付けた寄附は町が責

○お問い合わせ

災害義援金

(日本赤十字社)



さまの温かいご支援をお願いいた

義援金を受け付けています。みな

日本赤十字社五霞町分区では、

○義援金名称

令和6年能登半島地震災害義

町公式 **-ムページ** 

### 応援できます 被災地をふるさと納税で

理受付しています。 を活用して被災地への寄附を代 町ではふるさと納税の仕組み

①役場

○義援金受付方法

○受付期間 12月27日 金まで

## ○寄附自治体

午前8時30分~午後5時15分 健康福祉課⑥番窓口で受付

(※土日祝日を除く)

○寄附受付ポータルサイト **右川県能登町・石川県穴水町** 

②募金箱へ募金

次の場所に募金箱を設置して

います。

総務課窓口

ふるさとチョイス



・役場 • 役場

中央公民館

健康福祉課窓口 町民税務課窓口







○受付期間 3月31日旧まで

- 通常のふるさと納税と同様に 寄附控除を受けることができ
- クレジットカード決済による 寄附受付となります。
- 受付は2,000円以上から
- 災害支援のため、お礼の品は 送付しません。予めご了承く

## ○お問い合わせ

まちづくり戦略課

広報戦略G

# 契約に関する知識や経験が少

「新成人の方へ」覚えておきたい契約の知識

などを請け負うことで被災地の 附者への受領証明書の発送業務 税の支援を代理で受け付け、寄 が現場で活動しなければなりま は、避難所の運営などほとんど そのため五霞町がふるさと納 事案が全国的に多く見受けられ い、解約することができなくなる いまま、安易に契約を結んでしま ない若者は、内容をよく理解しな

場合は、原則として取り消すこと り消すことができますが、成人の 同意なく結んだ契約は、 ができなくなります。 未成年の場合、法定代理人の 原則取

若者も法律上は大人として扱わ 引き下げられ、18歳から19歳の 要な知識をご紹介します。 巻き込まれないように、契約に必 人となるみなさんがトラブルに れることになったことから、新成 令和4年4月の民法改正によ 成人年齢が20歳から18歳に

843618 (直通)

【契約が成立するケース】

を残すためのものです。原則とし の都合で解約することはできま て、成立した契約はどちらか一方 がなくても、口約束で契約は成立 致することで成立します。契約書 れに対する承諾の意思表示が合 束事で、申し込みの意思表示とそ 契約は法的な責任が生じる約 契約書や印鑑、サインは証拠



# 【クーリングオフとは】

注意ください。 されない場合がありますので、ご 販売などクーリングオフが適用 や、解除ができます。なお、通信 とにより、無条件で契約の撤回 はがき等の書面で通知をするこ るように、一定期間内であれば、 をした場合でも、契約を再考でき 契約の申し込みや契約の締結

(1 る消費生活相談をご利用くださ 188または、町で開催してい 係のことでお困りごとがありま したら、消費者ホットラインな このような契約関係や消費関

生活安全課 くらし環境G